

コーポレート・ガバナンス基本方針

第1章 基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、「経営理念」に基づき、多種多様な利害関係のあるステークホルダーの皆様と良好な関係を築き、信頼され続ける企業となるために、経営内容の透明性・公正性を高め、迅速な意思決定を通して持続的な成長と企業価値の向上を図るための仕組みを構築し機能させるものと考えます。

第2章 株主の権利・平等性の確保

1. 株主総会

当社は、株主総会が、株主の皆様との建設的な対話の機会であることを認識し、株主総会関連の日程を適切に設定します。株主総会の議案について十分な検討期間を確保するため、招集通知の早期発送に努め、発送前に当社ホームページ等に開示します。また、議決権行使については、議決権電子行使プラットフォームを利用するなど、株主総会に出席できない株主を含むすべての株主の皆様が適切に行使できるよう環境整備を行います。

2. 政策保有株式

1) 政策保有株式の縮減に関する方針・考え方

当社は、事業戦略、取引先との業務提携、取引関係の維持・強化等の観点から、当社の企業価値向上に資すると判断する場合を除き、政策保有株式を原則として保有いたしません。保有意義の薄れた株式については、当該企業の状況を勘案した上で段階的に売却を進めます。

2) 保有の適否の検証

保有する必要があると判断した場合は、事業戦略、業務提携、取引関係の維持・強化等の必要性について、毎年精査し、取締役会において保有のねらい、合理性を検証します。

3) 議決権行使基準

当社の保有株式に係る議決権行使については、発行会社における財務の健全性に悪影響を及ぼす場合や違法行為が発生した場合は、当該議案には反対するなど、当該企業の企業価値の向上、また、株主価値の向上につながるか否かを検討して議決権を行使します。

4) 当社の株式を保有している会社から売却等の意向が示された場合の対応

当社の株式を保有している会社から当社株式の売却などの意向が示された場合には、当社はその売却を妨げません。

3. 関連当事者間の取引

当社が当社役員と取引を行う場合には、株主の皆様の利益を害することのないよう、法令及び社内規定の定め等に基づき、取締役会にて承認を得ます。また、取引を行った役員は、遅滞なく当該取引につき重要な事実を取締役に報告いたします。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

1. 経営理念と行動規範

当社は、経営理念の周知徹底を図り、業務の適正を確保します。国内、海外の子会社管理規程を定め、子会社経営の効率化を推進します。

また、企業の社会的責任を全うするため、環境保全活動の一層の推進、社会貢献、社員の自主活動の支援などによりステークホルダーとのコミュニケーションを深めるとともに、行動規範をはじめとする各種社内規定の整備を行うなど充実を図ります。

2. 内部通報制度

当社に勤務する従業員等からの内部通報制度として、通報窓口を設置しています。社内の通報窓口に加え、独立した弁護士による社外通報窓口を併設することで、通報者の匿名性と通報内容の機密を確保し、通報者の保護に配慮するとともに、コンプライアンス違反の早期発見・是正に努めます。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

1. 基本的な考え方

当社は、株主への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に株主の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実にも努めるなど、株主への会社情報の適時適切な提供を行います。

第5章 取締役会等の責務

1. 取締役会

1) 役割

当社は、法令に定められた事項、定款に定められた事項、その他重要な業務に関する事項を取締役会の決議をもって決定すべき事項として「CKD株式会社取締役会規程」で定めており、これら以外の業務執行については、決裁権限を明確にした社内規定に基づき、その決定を取締役会から経営陣に委譲しています。

2) 選任

取締役については、グローバル化をはじめとする市場環境の変化に柔軟に対応するため、ダイバーシティ経営などに積極的に取り組み、事業展開に不可欠な経歴、

知識、専門性に加え、海外経験、性別等、多様な価値観を有する幅広い層の人材を確保するという視点で指名・報酬諮問委員会にて協議の上、取締役会において決定するものとします。

3) 解任

企業価値向上などに寄与していないと認められる場合、並びにコーポレート・ガバナンスの観点から職務執行の不正または法令等に重大な違反があった場合は、解任することとし、指名・報酬諮問委員会にて協議の上、取締役会において決定します。

4) 評価・運営

当社は、取締役・監査役全員を対象とした第三者機関による取締役会の実効性評価アンケートを定期的に行っており、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすために、取締役会の構成及び運営、取締役・監査役に対する支援体制などを検証します。

2. 監査役会

1) 役割

監査役会及び監査役は、取締役の職務執行の監査、会計監査人の選解任及び監査報酬に係る権限の行使等の役割・責務を果たすにあたり、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場で適切な判断を行います。

また、取締役会、経営会議その他の重要な会議への出席等により積極的に情報収集に努めるとともに、当社における業務執行状況を監査します。

内部監査部門及び会計監査人と連携し、監査役監査が実効的に行われることを確保します。

3. 指名・報酬諮問委員会

1) 役割・目的

取締役、監査役の指名並びに取締役の報酬等について、決定プロセスの客観性及び透明性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として設置しております。

4. 報酬制度

1) 取締役

① 基本方針

- ・ 企業価値向上への貢献意欲を高める制度とする
- ・ 報酬の決定方法及び配分の妥当性を確保する
- ・ 株式保有により株主と利害を共有できる制度とする

② プロセス及び内容

取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、構成割合は上位の役位ほど業績連動報酬の比率が高まる構成とします。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとします。決定プロセス及び内容は、株主総会において承認された範囲内で、透明性をより高めるために、独立社外役員を議長とする指名・報酬諮問委員会の答申に従います。

2) 監査役

監査役の報酬は、株主総会において承認された範囲内で監査役会において決定しており、経営に対する独立性を確保するため基本報酬のみとします。

第6章 株主との対話

1. 基本的な考え方

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざし、株主・投資家の皆様との建設的な対話を積極的に進めます。

2. 対話の取り組み、体制

- 1) 決算説明会において決算情報、経営施策、経営方針等の説明を行います。また、当社ホームページに、意見や質問を受ける窓口を設けています。
- 2) 株主の皆様との対話内容は必要に応じて、取締役会等にフィードバックします。
- 3) 決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、沈黙期間を定め、この期間中は、原則として決算に関連する情報の開示、質問に対するコメントは差し控えます。また、社内においては社内規定を定めてインサイダー情報の漏洩防止に努めます。

以 上